

スポーツ 行事など



ウォーキング・
ジョギングは少人数で



会食も距離は確保

会話は控えめに
食器の共用にも注意

買い物



レジに並ぶ時も
距離を保つ



買おうかな～



購入しない商品には
極力触れない

ひとり親世帯臨時特別給付金

【問合せ】 子育て支援課 ☎773-6822

ひとり親世帯（18歳到達年度末までの児童を一人で養育している人）を支援するため、給付金を支給します。

現在児童扶養手当を受給していない人も、次の②・③に該当する場合は対象になります。

給付対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金受給により児童扶養手当が支給されていない人で、平成30年の収入が児童扶養手当受給相当である人
- ③本人または扶養義務者（16歳以上の収入がある直系血族で世帯分離している人も含む）に制限額以上の所得があり、児童扶養手当が支給されていない人で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給相当になった人

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

申請に必要なもの

①に該当する人

申請は不要です。該当する人には7月上旬に通知します。

②に該当する人

- ・申請書、本人確認書類（運転免許証など）
- ・収入申立書（本人用・扶養義務者用を対象者全員分）
- ・本人と扶養義務者の平成30年中の収入がわかるもの（給与明細・事業台帳・年金額通知書など）
- ・養育費を受け取っている人は平成30年中に受け取った年額
- ・児童扶養手当未申請の人は本人と児童の戸籍謄本
- ・本人名義の通帳

③に該当する人

- ・申請書、本人確認書類（運転免許証など）
- ・収入見込額申立書（本人用・扶養義務者用を対象者全員分）
- ・本人と扶養義務者の令和2年2月以降で任意のひと月の収入がわかるもの（給与明細・事業台帳・年金額通知書など）
- ・養育費を受け取っている人は上記の月に受け取った金額
- ・児童扶養手当未申請の人は本人と児童の戸籍謄本
- ・本人名義の通帳

相談・申請場所

市役所本庁舎 子育て支援課（大和・塩沢庁舎では受け付けません）
※申請書は各庁舎に用意しているほか、市ウェブサイトの「ひとり親世帯臨時特別給付金」のページからもダウンロードできます

郵送での申請

申請書と添付書類の写しを同封して、子育て支援課までお送りください。

送付先（切り取って宛名としてお使いいただけます）

（切り取り）✕

〒949-6696

南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市役所 子育て支援課 こども家庭支援班 行